初等中等教育企画課

教育行政に係る法務相談体制について

はじめに

現在、虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。特に学校現場においては、事案が訴訟等に発展する前の初期対応の段階から、予防的に弁護士等に関ってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待される(※)。このような状況に鑑みて、令和2年度から、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、普通交付税措置が講じられることとなった。

本稿では、各教育委員会における法務相談体制の構築 に向けた参考として、文部科学省が実施した調査結果をも とに法務相談体制の整備状況について述べる。

2

教育行政に係る法務相談体制の 全国的な整備状況

(1) 調査概要

文部科学省では、令和2年度より、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費として普通交付税措置が講じられたことを踏まえ、教育行政に係る法務相談体制の整備等の実態を明らかにするため、令和3年8月に、全国の1,784の都道府県・市区町村教育委員会を対象に、令和2年度間の状況について調査を行った。

(2) 調査結果概要

①弁護士への相談体制等

弁護士による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表1】のとおりであり、自治体の法務全体に関与する顧問弁護士とは別に、専ら教育行政に関与する弁護士(以下「教育行政専従弁護士」という。)による法務相談体制の有無について尋ねた結果は、【図表2】のとおりである。

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した教育委員会は、都道府県で約7割、指定都市で8割、市区町村で約1割であり、ほとんどの自治体で、弁護士に相談できる体制はあるが、教育行政専従弁護士へ相談できる体制は都道府県・指定都市と市区町村では大きな差が生じている。

【図表1】

教育委員会事務局として弁護士に相談できる体制はありますか。

	都道府県	政令市	市区町村
ある	47(100%)	20(100%)	1,582(92.1%)
ない	0(0%)	0(0%)	135(7.9%)

【図表2】

教育委員会事務局として、自治体の法務全般に関与する 顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与する弁護士に相談 できる体制はありますか。

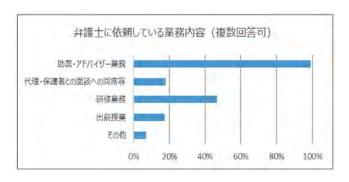
	都道府県	政令市	市区町村
ある	32(68.1%)	16(80.00%)	141(8.91%)
ない	15(31.9%)	4(20.00%)	1,441(91.09%)

②弁護士に依頼している業務の内容等

教育行政専従弁護士による法務相談体制があると回答した 189 の教育委員会に対し、当該弁護士に依頼している

業務の内容について尋ねた結果は 189 の教育委員会のほとんどが助言・アドバイザー業務を依頼していると回答し、また、約半数の教育委員会が研修業務を依頼していると回答した。「その他」としては、訴訟対応、生徒関係会議への参加、緊急時の電話相談等の回答があった。

【図表3】弁護士に依頼している業務内容



なお、助言・アドバイザー業務の内容としては、【図表4】 の通りである。

【図表4】助言・アドバイザー業務の内容



③都道府県内の市区町村教育委員会の活用可否について

都道府県教育委員会が配置する教育行政専従弁護士を 市区町村教育委員会も活用可能であると回答した都道府県 は17自治体であった。教育専従弁護士に相談できる都道 府県32自治体のうち、約半数で市区町村も相談可能であ るが、市区町村での法務相談体制の構築状況を踏まえる と、域内の市区町村の状況に応じて、当該市区町村も活 用できる柔軟な制度を検討することが望ましい。

(市区町村も活用可能である都道府県)

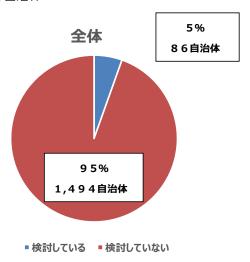
埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、 愛知県、三重県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、 広島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県

④教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築の必要 性について

【図表1】において、弁護士による相談体制はないと回答した 135 の教育委員会及び【図表2】において、教育行政専従弁護士による法務相談体制はないと回答した 1,460 の教育委員会に対し、当該体制の構築を検討しているかと尋ねた結果は、【図表5】のとおりである。法務相談体制の構築を検討していると回答した割合は5%と小さいが、86 (未回答を除く)の教育委員会が当該体制の構築を検討していると回答した。

【図表5】

今後、自治体の顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与 する弁護士に相談できる体制を新たに構築することを検討 している自治体



また、教育行政専従弁護士による法務相談体制の構築を検討していないと回答した 1,494 の教育委員会に対し、その理由について尋ねた結果は、構築を検討していない 1,494 の教育委員会の 70%が「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で十分対応できているため」と回答した一方で、「予算の確保が難しいため」(38.9%)、「相談できる弁護士を確保することが難しいため」(17.2%)と回答した教育委員会も一定数あった。

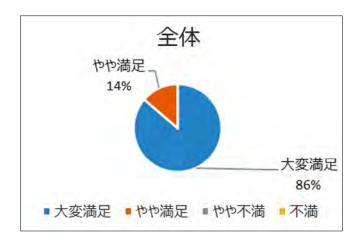
⑤教育行政に係る法務相談への満足度

【図表2】で教育行政専従弁護士による法務相談体制はあると回答した自治体に対応への満足度を尋ねた結果は、大変満足と回答した自治体が163(86.2%)、やや満足が26(13.8%)であった。

特集

法務相談体制を整備した自治体は、総じて弁護士の対応 に満足しており、成果が伺える結果となった。

【図表6】令和2年度間に行われた法務相談等における弁護 士の対応に満足していますか。



行政係

TEL:03-6734-4678 E-mail:iinkai@mext.go.jp

(2) 法務相談体制構築に向けた手引きの作成

文部科学省において、日本弁護士連合会の協力を得て、教育委員会において法務相談体制を構築する上で参考となる考え方や相談体制例を列挙した手引きを作成している。別紙では、具体的な弁護士の対応事例について、テーマごとに19事例を紹介しており、文部科学省HPから、ダウンロード可能であるため、各教育委員会、学校においてはぜひ参考にしていただきたい。

0 終わりに

教育行政に係る法務相談体制は、都道府県や指定都市では整備が進んでいるものの、市区町村の進捗状況は芳しくなく、今後、一層の取組が期待されるところである。なお、既に体制の整備を行った自治体においては総じて弁護士の対応に満足した結果が得られるなど、その成果が伺えるところであり、文部科学省としても、令和3年1月と令和4年3月に説明会を実施するとともに、(1) スクールロイヤー配置アドバイザーの設置、(2) 法務相談体制構築に向けた手引きの作成等に取り組んでおり、各自治体における法務相談体制の整備を促進している。

(1) スクールロイヤー配置アドバイザーの設置

日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場で法務相談体制等の業務に携わっている弁護士を文部科学省に「スクールロイヤー配置アドバイザー」として1名配置している。各自治体における法務相談体制の構築や、各都道府県弁護士との連絡調整などについて、アドバイスを実施している。

(利用に関するお問い合わせ窓口)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育

(※)「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(平成31年1月中央教育審議会答申)」では、学校における働き方改革を実現するためには、教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実が必要であるとし、その環境整備の一環として、「学校への過剰な要求も含めた学校を取り巻く諸課題について法的助言を行うスクールロイヤーの活用促進をはじめ、法制的な観点から学校をサポートすることを可能とする教育委員会の機能強化」が不可欠であるとされている。